

## 三次市立図書館資料除籍基準 (別紙4)

平成19年5月15日

三次市立図書館長

### 1. 趣旨

この基準は、三次市立図書館設置及び管理条例にもとづく図書館における資料の効率的管理を図るため必要な事項を定めるものものとする。

### 2. 除籍の基準

除籍するものは、次の基準によるものとする。

#### (1) 毀損、汚損

ア. はなはだしい毀損もしくは汚損のため修理製本等ができないもの。

イ. 代替資料があり、修理価値のないもの。

#### (2) 亡失

ア. 貸出資料のうち、盗難・災害その他やむを得ない事由により回収不能になったもの。

イ. 貸出資料のうち、督促不能状態で1年を経過したもの。

ウ. 資料の所在が1年にわたり不明のもの。

#### (3) 不用

ア. 記載情報が古く、利用の見込めないもの。

イ. 改訂版の収集による旧版。

ウ. 新聞・雑誌については定められた時を経過したもの。

#### (3) その他館長が決定したもの

### 3. 除籍にあたっては除籍予定簿を作成し、起案し館長の決裁を受ける。